

# 共同研究契約書

国立大学法人筑波大学(以下「甲」という。)と防衛大学校(以下「乙」という。)は、次の各条によって共同研究契約(以下「本契約」という。)を締結する。

## (定義)

第1条 本契約において次に掲げる用語は次の定義による。

- 一、「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもののうち、本共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
  - 二、「知的財産権」とは、次のものをいう。
    - イ) 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
    - ロ) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
    - ハ) 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利
    - ニ) 秘匿することが可能な技術情報(実験等のデータを含む。)であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙が協議のうえ特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利
  - 三、「それぞれの規則」とは、甲においては、国立大学法人筑波大学知的財産規則(平成16年4月1日法人規則第12号)いう。乙においては、職務発明に関する訓令(昭和39年防衛庁訓令第46号)、防衛省所管国有特許権等の管理に関する訓令(昭和40年防衛庁訓令第2号)をいう。
- 2 本契約において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。
- 3 本契約において「出願等」とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権については出願、育

成者権については品種登録の出願、回路配置利用権及びプログラム等の著作権については設定登録の申請をいう。

- 4 本契約において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条、第23条、第26条から第28条に規定する権利に基づく利用行為並びにノウハウの使用をいう。
- 5 本契約において「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第1に掲げる者及び本契約第4条第3項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、本契約の別表第1及び本契約第4条第3項記載以外の者であって本共同研究に協力する者をいう。

(研究の題目等)

第2条 甲及び乙は、次の共同研究(以下「本共同研究」という。)を実施する。

- 1) 研究題目: 病院設置型加速器 BNCT 中性子源のリアルタイム中性子モニターの開発に関する研究
- 2) 研究目的: 病院設置型加速器 BNCT 中性子源の中性子ビーム強度変動をリアルタイムに計測できるリアルタイム中性子モニターを完成させ、リアルタイムに中性子ビーム変動をモニターできるようにする。
- 3) 研究分担: (別表第2のとおり)
- 4) 研究実施場所: 甲) 筑波大学陽子線医学利用研究センター  
いばらき中性子医療研究センター  
乙) 防衛大学校  
いばらき中性子医療研究センター

(研究期間)

第3条 本共同研究の研究期間は、本契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

(共同研究に従事する者)

- 第4条 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる者を本共同研究の研究担当者として参加させる。
- 2 前項に規定する研究担当者のうち、甲及び乙はそれぞれ研究代表者を別表第1のとおり指名する。
- 3 甲及び乙は、自己に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときは、書面による同意を得たうえで、相手方に通知する。

(セキュリティ)

第5条 甲及び乙は、本共同研究の実施において、各々の定めるセキュリティに関する規程及び相手方の指示に従い、各々が管理する区域における秩序の維持、適正かつ円滑な業務の遂行並びに重要な資産及び重要な情報の防護(セキュリティ)を確保しなければならない。

2 前項に関して、甲及び乙は、相手方の故意又は重大な過失により損害を被った場合、相手方に対し賠償請求することができる。

(安全管理)

第6条 甲及び乙は、本共同研究のために甲及び乙がそれぞれ管理する場所において相手方が行う試験研究の際の安全に関しては、相手方の責に帰すべき事由によるものを除き、その責任を負わなければならない。

2 甲及び乙は、相手方の管理する場所における試験研究に参加する場合は、相手方の定める安全に関する諸規程及び相手方が安全のために行う指示に従わなくてはならない。

(研究報告書の作成)

第7条 甲及び乙は、本共同研究の研究期間中に得られた研究成果についての研究報告書を本共同研究契約期間満了後速やかにとりまとめる。

2 甲及び乙は、本契約が何らかの理由で解約又は解除(以下「解約等」という。)された場合であっても、解約等までに実施した内容について、本契約の解約等の後速やかに共同して研究報告書を取りまとめる。

(ノウハウの指定)

第8条 甲及び乙は、前条に定める研究報告書に記載された研究成果のうちノウハウとして取り扱うことが適切なものがあれば速やかに相手方に通知し、甲乙協議のうえ、指定するものとする。

2 前項のノウハウの指定に当たっては、その秘密を保持すべき期間を甲及び乙が協議のうえ指定するものとし、原則として本共同研究完了又は本契約の解約等の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定したノウハウ及び秘密を保持すべき期間は、甲及び乙が協議のうえ、変更することができるものとする。

3 甲及び乙は、第1項により指定したノウハウを、前項に定める期間中、自己に属する者であって自己の業務上開示が必要な者以外の者及び第三者に対して、秘匿しなければならない。ただし、当該ノウハウが第18条第1項ただし書イ)号からへ)号のいずれかに該当することが証明できたものについては、この限りでない。また、同項ただし書ト)号に該当するに至った場合は、同号が優先する。

(研究経費)

第9条 甲及び乙は、それぞれの分担を遂行するために必要となる経費をそれぞれ自己で負担

する。

(施設、設備及び機器の使用等)

第10条 甲及び乙は、本共同研究の用に供するため、別表第3に掲げる施設・設備を、相手方が必要と認めた場合に限り、その管理下において、無償で使用する事ができる。

2 甲及び乙は、前項における施設・設備の使用においては、細心の注意をはらい使用し、本共同研究の目的外に使用してはならない。

3 甲及び乙は、相手方の施設、設備等に異状を発見した場合、原因にかかわらず速やかに相手方に報告しなければならない。

4 甲及び乙は、相手方の施設、設備等を故意又は重大な過失により滅失又は損傷したとき、相手方の指示に従い、修補、代品の納付又は損害の賠償をしなければならない。

(研究の解約、期間の延長及び完了)

第11条 天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議のうえ本共同研究を解約し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わない。

2 研究期間の満了の時、又は甲及び乙が本共同研究は完了したものと認めた時、本共同研究は完了したものとす。

(研究成果の帰属)

第12条 甲及び乙は、本共同研究の実施に関して単独で得られた研究成果をそれぞれ単独で所有する。

2 甲及び乙は、本共同研究の実施に関して共同で得られた研究成果を共有する。

(知的財産権の出願等)

第13条 甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相手方へその旨を通知し、当該発明等に係る知的財産権の帰属及び出願の要否等について協議するものとする。

2 甲及び乙は、自己に所属する研究担当者に帰属する本共同研究の実施により得られた発明等に係る知的財産権について、関連する法令及びそれぞれの規則等に基づき、当該発明等を得た研究担当者から、当該発明等に関する知的財産権の承継を受けるものとする。

3 甲又は乙に属する研究担当者又は研究協力者(以下「研究担当者等」という。)が単独で発明等をしたときは、当該発明等にかかる知的財産権は、その研究担当者等が属する甲又は乙の単独所有とする。この場合、甲又は乙は、知的財産権が自己の単独所有であることについて予め相手方から書面による同意を得たうえで、当該知的財産権を単独で出願することができる。

4 甲に属する研究担当者等及び乙に属する研究担当者等が共同で研究した発明等に係る知的

財産権は、甲乙双方の貢献度を踏まえて甲乙協議のうえ決定された持分において、甲及び乙が持分をそれぞれ承継した場合において共有するものとする。

- 5 甲及び乙は、共有の知的財産権に係る双方の持分、管理費用の負担等必要な事項を定めた共同出願に関する協定を別途締結するものとする。
- 6 甲又は乙が当該知的財産権を相手方から承継した場合は、甲又は乙は単独で出願等を行うものとする。この場合、出願等手続き及び権利維持に要する費用は、出願等を行おうとする者が負担するものとする。
- 7 甲及び乙は、本契約終了後1年間、本共同研究の実施により得られた共有の研究成果及び知的財産権に関連する発明等(改良発明を含む。)を行った場合は、遅滞なくその内容を相手方に通知し、当該改良発明等に係る知的財産権の帰属及び取扱いについて、協議のうえ決定する。

#### (共有知的財産権の自己実施)

第14条 甲及び乙は、共有知的財産権を、教育及び研究活動以外には自己実施しないものとする。

#### (第三者に対する実施の許諾)

- 第15条 甲及び乙は、共有知的財産権を第三者に実施許諾しようとするときは、事前に相手方の書面による同意を得るものとし、許諾の条件は協議のうえ決定するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項により第三者に実施許諾する場合、別途実施契約で定める実施料を第三者から徴収するものとする。

#### (持分の譲渡等)

- 第16条 甲及び乙は、共有知的財産権の自己の持分の全部又は一部を甲乙協議のうえ指定した者に限り譲渡できるものとし、譲渡契約を別途締結したうえでこれを行うものとする。
- 2 甲及び乙は、共有知的財産権の自己の持分放棄に係る手続きに生じる費用については、放棄する者が負担するものとする。

#### (情報交換)

- 第17条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料又はプログラム等(以下、「技術資料等」という。)を相互に無償で提供又は開示する。ただし、守秘義務及び甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。
- 2 提供された技術資料等は、本共同研究完了又は本契約の解約等の後、相手方に返還、廃棄その他必要な措置をとるものとする。

(秘密の保持)

第18条 本契約において、秘密情報とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一、 本共同研究の結果得られた研究成果のうち、秘密である旨の表示が付された書面、サンプル等の有形物、又は、有形無形を問わず甲及び乙で秘密情報として取り決め書面により確認されたもの
- 二、 相手方より秘密の表示がなされた書類・図面・写真・試料・サンプル・磁気テープ・フロッピーディスク等により開示された情報
- 三、 相手方より秘密であることを告げたうえで口頭によって開示され、速やかにその要旨を書面で交付された情報

ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- イ) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
  - ロ) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
  - ハ) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
  - 二) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わず、かつ適法に取得したことを証明できる情報
  - ホ) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
  - ヘ) 書面により事前に相手方の同意を得たもの
  - ト) 裁判所命令若しくは法律によって開示を要求されたもの。この場合、かかる要求があったことを相手方に直ちに通知する。
- 2 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、秘密情報について、別表第1の研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。
- 3 甲及び乙は、秘密情報について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め別表第1の担当者以外の者の開示・漏洩しない義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、甲及び乙は、別表第1記載の研究担当者以外の秘密を知る必要のある自己の役職員に対して、秘密情報を開示することができる。その場合、当該役職員がその所属を離れた後も含め本条に規定する秘密保持義務を遵守する義務を課すものとする。
- 5 甲及び乙は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
- 6 第2項から第5項の有効期間は、本契約締結の日から本共同研究完了又は本契約の解約等の翌日から起算して5年間とする。ただし、甲乙協議のうえ、この期間を延長し、又は短縮することができる。
- 7 前各項に関して、甲及び乙は、相手方の故意若しくは重大な過失により損害を被った場合又は相手方が本条に違反したことにより損害を被った場合には、相手方に対し賠償請求することができる。

(研究成果の取扱い)

第19条 甲及び乙は、本共同研究終了(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)又は本共同研究中止から2ヶ月以降、本共同研究によって得られた研究成果(研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果)について、第18条で規定する秘密保持の義務を遵守したうえで開示、発表若しくは公開すること(以下、「研究成果の公表等」という。)ができるものとする。ただし、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、第8条に規定するノウハウを開示してはならない。

2 前項の場合、甲又は乙(以下「公表希望当事者」という。)は、研究成果の公表等を行おうとする日の30日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得たうえで、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。

3 通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後14日以内に発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

4 第2項の通知しなければならない期間は、本共同研究完了又は本契約の解約等の翌日から起算して5年間とする。ただし、甲乙協議のうえ、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究協力者の参加及び協力)

第20条 甲又は乙が、本共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合は、相手方に書面による同意を得たうえで、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。

2 研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙(以下「当該当事者」という。)は、研究協力者となる者に本契約に基づき当該当事者が負う義務と同様の義務を遵守させなければならず、当該研究協力者になる者によるその義務の履行につき責任を持つものとする。

3 研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、第12条、第13条の規定を準用する。

4 研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、原則として当該発明等に係る知的財産権を、当該当事者に譲渡させるよう必要な措置を講じるものとする。ただし、相手方の同意が得られた場合は、第12条及び第13条の定めにとらわれず、甲乙協議のうえ、当該知的財産権の取扱いを別途定めることができる。

(契約の解除)

第21条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内に是正されないときは、本契約を解除することができる。

- 一. 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
- 二. 相手方が本契約に違反したとき

(損害賠償)

第22条 甲又は乙は、相手方(その研究担当者等を含む。)による故意又は重大な過失によって損害を被ったときは、相手方に対して、被った直接損害に限り賠償請求できる。ただし、第5条(セキュリティ)、第10条(施設、設備及び機器の使用等)又は第18条(秘密の保持)については、各規定に定めるところによる。

(安全保障輸出管理)

第23条 甲及び乙は、本契約に係る相手方からの提供物又は技術あるいは本契約に係る研究成果を輸出又は非居住者への提出を行う場合、外国為替及び外国貿易法等に従い輸出許可取得等必要な手続を行う。

- 2 甲及び乙は、本契約に係る相手方からの提供物又は技術を大量破壊兵器等の設計・製造・使用・保管等の目的に自ら使用してはならない。また、本契約に係る当該提供物、技術又は研究成果の提供がかかる目的に使用されることが判明している場合は、直接・間接を問わず輸出又は非居住者への提出を行わない。

(契約の有効期間)

第24条 本契約の有効期間は、第3条に定める期間とする。

- 2 前項にかかわらず、甲及び乙による別途の書面による合意をもって、本契約の有効期間を延長又は短縮することができる。
- 3 本契約の失効後も、第7条、第8条、第12条から第19条(第17条第1項を除く)、第20条第2項及び第3項、第22条、本条及び第26条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第25条 本契約に疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項を定める必要があるときは、甲乙協議のうえ定める。

(裁判管轄)

第26条 本契約に関する訴えは、被告の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄

裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保持する。

令和4年4月1日

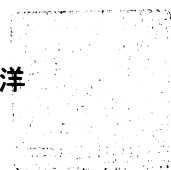
甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番1

国立大学法人筑波大学

分任契約担当役

研究担当副学長

和田 洋

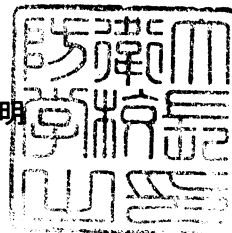


乙 神奈川県横須賀市走水1丁目10番20号

防衛大学校

防衛大学校長

久保 文明



別表第1(第1条、第4条及び第18条関係)

| 区分 | 氏 名            | 所属部局・職名                           |
|----|----------------|-----------------------------------|
| 甲  | ※熊田 博明<br>中井 啓 | 医学医療系生命医科学域・准教授<br>医学医療系臨床医学域・准教授 |
| 乙  | ※高田 真志         | 応用科学群応用物理学科・教授                    |

(注) 研究代表者は※印

別表第2(第2条関係)

| 項目                | 甲 | 乙 | スケジュール         |
|-------------------|---|---|----------------|
| 中性子モニターのセンサー部開発   |   | ◎ | 契約締結日～令和4年9月   |
| BNCT 照射場での基礎実験    | ◎ | ○ | 契約締結日～令和5年3月   |
| 深部線量計測に向けた改良、高度化  | ○ | ◎ | 令和4年4月～令和6年3月  |
| BNCT 照射場での実用性照射試験 | ◎ | ○ | 令和4年10月～令和6年3月 |
|                   |   |   |                |

(注) 主担当は◎ 副担当は○

別表第3(第10条関係)

| 区分 | 施設の名称                                | 設 備                           |    |    |
|----|--------------------------------------|-------------------------------|----|----|
|    |                                      | 名 称                           | 規格 | 数量 |
| 甲  | 中性子医学研究開発室<br>(いばらき中性子医療研<br>究センター内) | BNCT 用中性子発生装置実証機・<br>iBNCT001 | —  | 1  |
| 乙  | 理工学1号館140号室                          | 中性子測定器                        | —  | 1  |